



事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 21 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）の確認
に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

本日、秋田県の飼育下死亡鳥および鳥取県の野鳥糞便において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。

11 月 18 日の鹿児島県出水市での発生も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 3」に引き上げます。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 東岡、根上、高橋
電話 03(5521)8285